

(2) 一の研修日程の分割については、各都道府県の実情に即して適宜分割して行うものとする。

特に現任の介護支援専門員を対象としている研修については、研修開催日程、研修開催期間、研修定員等の規模等の設定にあたっては、選択的な受講が可能となるよう各講義を個別に開講したり、開講日（曜日）、時間等についても工夫をする等、各都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮をすること。

#### (4) 第12回介護支援専門員実務研修受講試験の実施について

- 第12回介護支援専門員実務研修受講試験については、本年の10月25日（日）を予定（正式には別途通知する予定）しているので、各都道府県においては、会場確保等の所要の準備を進められるとともに、本試験の実施にあたっては、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）及び別紙「平成21年度介護支援専門員実務研修受講試験事務のスケジュール」に基づき、適切な実施をお願いしたい。
- また、第11回の試験においても、合否判定における事務処理上の不手際による採点の誤りや、合格発表にかかる掲載の誤り、試験実施準備等の不徹底による問題が生じたところであり、まことに遺憾である。本試験の実施は、全国的に介護支援専門員の高い資質を確保することを目的として行うものであり、言うまでもなく、試験の適正かつ円滑な実施は必要不可欠である。したがって、このような事案が発生しないよう、各都道府県におかれては、改めて試験事務の実施体制等を再点検する等により万全を期されたい。

## 平成21年度介護支援専門員実務研修受講試験事務のスケジュール

時期	厚生労働省	都道府県 (又は指定試験実施機関)	登録試験問題作成機関 (「財」社会福祉審員・試験センター)
4月	・試験日・合格発表日及び試験範囲の通知	・委託契約締結 ・受験要綱準備	・受託契約締結 ・問題作成(4月～9月)
5月		・受験申込み受理(5月～8月) ・受験資格審査(5月～9月)	
6月			
7月			・都道府県に問題必要部数の登録を依頼
8月		・試験センターに問題必要部数を登録(24日)	
9月	・都道府県に試験本部登録の依頼	・厚生労働省に試験本部登録	・都道府県へ試験問題発送を連絡
10月	・都道府県に受験者速報を依頼	・試験問題受領 (試験日3日前)	・都道府県へ試験問題を発送
<b>試験実施(10月25日)</b>			
	・受験者速報を公表	・厚生労働省に受験者速報の報告 ・試験センターに答案データの提出(30日必着)	
11月	・都道府県に合格者数の報告を依頼	・試験の採点、合否判定	・合格基準の設定 ・都道府県に正答番号及び合格基準を通知(20日発送)
12月	・合格者数を公表 ・平成22年度の試験期日の確認等	・合格発表及び正答番号、合格基準の公表(全国統一) (10日) ・厚生労働省へ合格者数の報告 ・都道府県において順次実務研修実施	

(5) 介護支援専門員実務研修受講試験における実務経験（見込）証明書の取扱いについて

- 介護支援専門員実務研修受講試験（以下、「介護支援専門員試験」）における実務経験の確認方法については、実務経験（見込）証明書（以下、「実務経験証明書」）により行うものとされているところである。実務経験証明書は、施設又は事業所の長又は代表者が作成することとされているが、事業所の廃止や統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な事例も生じているところである。
  
- これまでも全国会議において周知してきたところであるが、本来実務経験の要件を満たしているにもかかわらず、書類の形式的な不備により受験できないといったことが生じないように、例えば、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書等の提示により、実務経験の有無を確認する方法も差し支えないものであるので、各都道府県においては、実務経験の確認において、柔軟かつ適切な対応が図られるようお願いしたい。

## 7. 訪問介護サービス等の生活援助等の取扱いについて

- 訪問介護サービス等の生活援助等の提供にあたっては、利用者が1人暮らしであるか又は同居家族等の障害、疾病の有無のみに限定されるものではなく、適切なケアプランに基づき、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるものである。この取扱いについては、「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて」（平成19年12月20日付老健局振興課事務連絡）及び平成20年2月27日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料等を通じて周知し、さらに先般の国会審議等で、依然として同居家族等の有無のみにより生活援助の提供が判断されていると指摘されたことから、「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助等の取扱いについて」（平成20年8月25日付老健局振興課事務連絡）【参考】を発出し、広く情報提供していただくようお願いしてきたところである。
  
- 介護保険制度においては、適切なケアマネジメントにもとづきケアプランが作成され、介護サービスが提供されることが基本であるので、生活援助等において同居家族等がいることのみを判断基準として、一律機械的にサービスに対する保険給付の支給の可否について決定することがないよう、改めて周知していただきたい。

【参考】

事 務 連 絡

平成20年8月25日

各都道府県介護保険主管課（室）御中

同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助等の取扱いについて

厚生労働省老健局振興課

標記については、「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて」（平成19年12月20日付老健局振興課事務連絡）及び平成20年2月27日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料等を通じて、訪問介護サービス等の生活援助等の提供にあたっては、利用者が1人暮らしであるか又は同居家族等の障害、疾病の有無に限定されるものではなく、適切なケアプランに基づき、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるものであることを改めて周知するとともに、管内市町村、介護サービス事業者、関係団体、利用者等に幅広く情報提供していただくようお願いしているところです。

しかしながら、先般の国会審議等で、依然として同居家族等の有無のみにより生活援助の提供が判断されていると指摘されていることから、各都道府県におかれては、管内の市町村に対して、生活援助等において同居家族等がいることのみを判断基準として、一律機械的にサービスに対する保険給付の支給の可否について決定することがないよう、改めて周知徹底していただくようお願いいたします。

なお、訪問介護サービスにおける生活援助の考え方について、具体的なケアマネジメントツールを作成している保険者（川崎市）もありますので、併せて情報提供させていただきます。

## 8. 有料老人ホームに係る事務の適切な実施について

### (1) 有料老人ホームの届出と指導について

有料老人ホームの把握、届出促進及び有料老人ホームにおけるサービスの質の確保については、これまで累次にわたり適切な取り組みを要請してきたところである。

しかしながら、昨年9月の総務省の行政評価（「介護保険事業等に関する行政評価・監視」）において、総務省による調査の結果として、①有料老人ホームの的確な把握、②有料老人ホームの設置者に対する届出の指導、③有料老人ホームに対する計画的な指導監督の実施、について勧告が出されたところである。各都道府県におかれては、勧告の指摘も踏まえ、通知（「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成19年3月20日付老健局計画課長、振興課長通知））等に基づき、改めて有料老人ホームの把握と届出促進、サービスの質の向上に向けた指導を行っていただきたい。

また、行政評価においては、有料老人ホームと同種のサービスを提供する高齢者専用賃貸住宅に対する都道府県の指導監督権限の強化についても勧告が出されている。これに関しては、先月、「高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、この中に高齢者専用賃貸住宅を含む高齢者円滑入居賃貸住宅について、登録基準の設定、指導監督の強化等に係る規定も盛り込まれたところである。こうした点や実態を踏まえ、対応について検討することとしている。

### (2) 住宅政策との連携

今後、高齢社会の進展、高齢者単身・高齢者夫婦のみ世帯の増加が見込まれる中、高齢者の住まいと福祉サービスの連携の強化に対する社会からの要請は大きい。厚生労働省においても、高齢者居住安定確保法の改正をはじめ、住宅政策を所管する国土交通省との連携を推進しているところであり、都道府県、市町村においても、高齢者の住まいと福祉サービスの質・量双方を確保する観点から、住宅担当部局との連携をより一層強化していただきたい。

## 9. 福祉用具について

### (1) 福祉用具貸与における競争を通じた価格の適正化について

福祉用具の貸与等については、社会保障審議会介護給付費分科会における「平成21年度介護報酬改定に関する審議報告」（平成20年12月12日）により、以下のとおり取り纏められたところである。

#### 【平成21年度介護報酬改定に関する審議報告（抜粋）】

##### II 各サービスの報酬・基準見直しの基本方向

##### 7. 福祉用具貸与・販売

福祉用具貸与の価格については、同一製品で非常に高額になるケース等（「いわゆる外れ値」）が一部存在していること等を踏まえ、競争を通じた価格の適正化を推進するため、製品毎等の貸与価格の分布状況等の把握・分析・公表や、介護給付費通知における同一製品の貸与価格幅等の通知を可能とするなど、都道府県、市町村の取組を支援する。

また、福祉用具サービスの向上、貸与種目と販売種目の整理等保険給付の在り方については、状態像に応じたサービス提供の状況、メンテナンスに係る実態把握、有効性等について早急に調査研究を行い、「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」において、引きつづき議論・検討を行い、早急に必要な対応を行う。

これを踏まえ、福祉用具貸与価格については、競争を通じた価格の適正化を推進できるよう、今般の介護報酬改定に併せ、国保連合会介護給付適正化システム等を改修等を行うこととしている。

概要については、別添1のとおりである。また、改修イメージ（案）については、別添2のとおりであるので、適宜御確認いただきたい。

なお、本システムの稼働は、システム改修スケジュールの都合上、21年中となる予定である。稼働に当たり、本システムの詳細及び活用方法等についての担当者会議を開催し、詳細をお示しする予定であるので、各都道府県及び保険者におかれてはご協力をお願いするとともに、同システムの積極的なご活用をお願いしたい。

【改修概要】(現時点での改修内容案)

○ 福祉用具貸与費一覧表

<情報の拡充>

- ① 全国、都道府県、保険者毎に
- ② その月の製品価格の分布がどのようになっているのか  
を把握できる情報を追加する。

<検索方法の拡充>

○ 都道府県及び保険者が検索を行いやすいよう、

- ① 製品毎の価格幅がどの程度あるのか
- ② どの事業所から提供されているのか
- ③ 利用者は誰であるのか(注1)

を把握できる一覧表を追加する。

- また、都道府県及び保険者が貸与価格の実態把握を絞り込んで行えるよう、「福祉用具貸与費一覧表」に、調べたい価格帯で提供される製品・事業所を抽出可能とする等、検索方法を拡充する。

○ 介護給付費通知

福祉用具の価格情報を追加することを可能とし、(注2)

- ・全国、都道府県及び市町村と比較し、費用額(注3)が分布のどこに位置するのか 等

を把握可能とする。

(注1) プライバシー保護の観点から、利用者の把握は被保険者が所在する保険者のみ可能

(注2) 活用に当たってはインターフェイスの変更が必要

(注3) 保険給付額と自己負担額の合計額





# 介護給付費通知書（福祉用具貸与品目）（案）

〇〇 〇〇 様（被保険者番号：14207700XX）

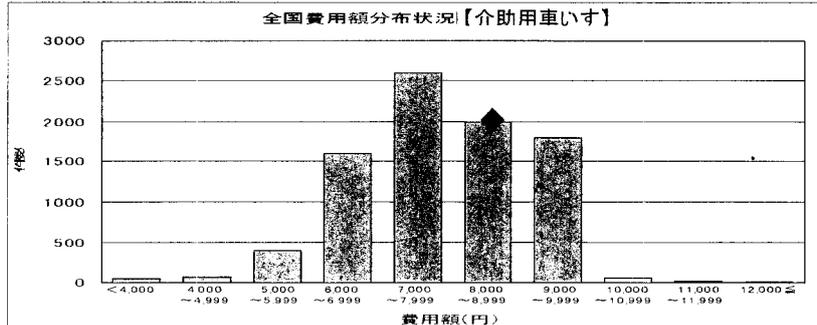
○ このお知らせは、あなたが利用する製品と同じものの費用額の分布と、あなたの費用額が分布のどこに位置するかを知っていただくためのものです。

平成 20 年〇 月分

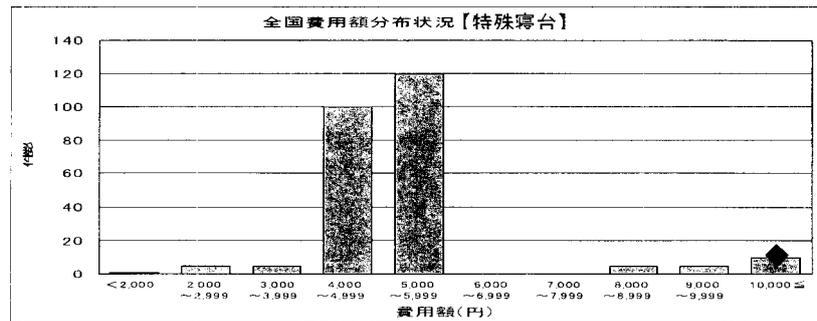
【あなたが利用した福祉用具と費用】

サービス事業所	TAISコード	福祉用具商品名	費用額
福祉用具貸与事業所	99999-999999	介助用車いす	8,000
福祉用具貸与事業所	99999-999999	特殊寝台	10,500
福祉用具貸与事業所	99999-999999	特殊寝台付属品	2,000

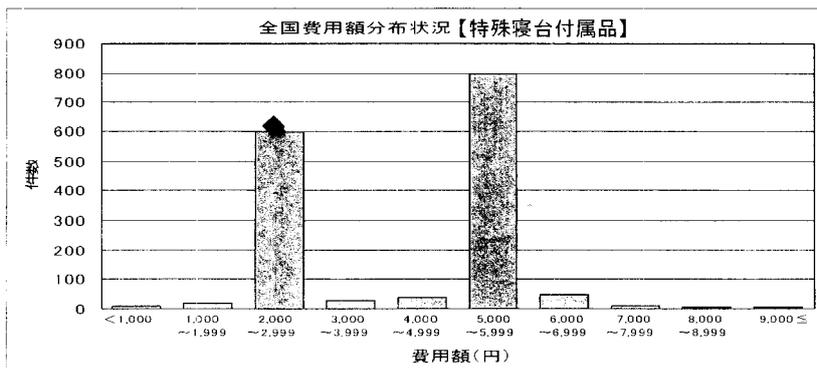
参考情報



	全国	都道府県	保険者
請求件数	10,000	1,000	100
最低費用額	2,000	2,500	2,000
最頻費用額	7,500	7,500	7,000
最高費用額	120,000	100,000	100,000
平均費用額	12,220	10,250	9,700



	全国	都道府県	保険者
請求件数	500	80	10
最低費用額	1,000	1,000	1,000
最頻費用額	5,500	5,500	5,000
最高費用額	12,500	11,500	11,000
平均費用額	4,500	4,167	4,000



	全国	都道府県	保険者
請求件数	2,000	500	10
最低費用額	500	1,000	2,000
最頻費用額	5,500	5,500	5,000
最高費用額	10,000	10,000	9,500
平均費用額	3,500	3,667	3,833

※ 費用額は、あなたが福祉用具をレンタルされた際にお支払いになった金額と保険給付額の合計額を記載しています。（特別地域加算分を除く。）

※ 右の表では、あなたが借りている福祉用具と同一製品の貸与価格について、全国、都道府県、保険者それぞれの範囲での、「最低費用額（最も安い価格）」、「最頻費用額（最も請求の多い価格）」、「最大費用額（最も高い価格）」、「平均費用額（平均値）」を表しています。

また、費用額には、搬出入費、メンテナンス費等のサービス費用が含まれている場合もあり、また、価格の分布状況等により平均費用額等が必ずしも代表値とはいえない場合があります。

※ グラフでは、同一製品の価格について、それぞれの価格幅（横軸）について、どれくらい貸与されているのか（縦軸）を示しており、更にあなたが借りた価格（点）も示しています。なお、適正価格を表したものではありません。

（標準帳票のイメージ。記載する福祉用具数、注釈等は保険者により変更可能。）

## (2) 平成21年度介護報酬改定に伴う福祉用具種目等の見直しについて

介護保険制度における福祉用具の種目、種類に係る見直しについては、事業者、自治体等からの要望調査を踏まえ、専門家等から構成される「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」(平成20年10月8日、同年同月21日に開催)において議論頂き、当該結論を第58回社会保障審議会介護給付費分科会(平成20年11月14日)へ報告したところである。これらを踏まえ、本年4月の介護報酬改定と併せ次の6つにつき新たに保険給付対象の範囲に含めるための告示改正等を行うこととしている。

また、告示改正にあたり平成21年2月20日までの間、介護報酬改定の内容と併せパブリックコメントを実施しているので、今般の見直しに当たりご活用されたい。

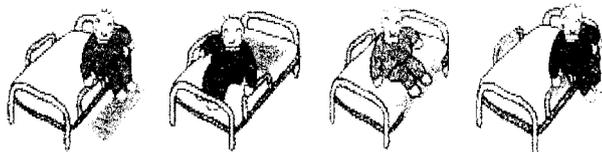
なお、詳細については、解釈通知等によりお知らせする予定であるので、ご留意願いたい。

### ○ 保険給付の範囲に含める福祉用具及び住宅改修(イメージ)

#### 1. 起き上がり補助装置



#### 2. 離床センサー



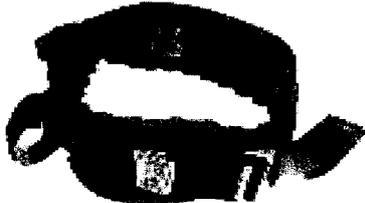
#### 3. 階段移動用リフト



#### 4. 自動排泄処理装置



#### 5. 入浴用介助ベルト



#### 6. 引き戸等の新設

扉の取替えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合、給付可能

(参考：第54回社会保障審議会介護給付費分科会提出資料（抜粋）)

## 第4回及び第5回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会での検討結果

### ○ 保険給付の対象とする方向として結論づけられたもの

告示種目・種類	要望内容	委員からの指摘事項等
<b>【福祉用具(貸与)】</b>		
・体位変換器	・起き上がり補助装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上の観点から、床等の上での使用に限定すべき。</li> <li>・比較的大きなスペースを要する特殊寝台を使用せずに、起きあがりの動作を補助できる。</li> <li>・特殊寝台導入せずとも起きあがりの動作を補助できるため、費用が低廉に抑えられるのではないか。</li> </ul>
・認知症老人徘徊感知機器	・離床センサー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症要介護者等を抱える家族にとって有用。</li> <li>・新たに開発された用具であるが、現行の告示種目においても、保険給付の対象に含まれるものである。</li> </ul>
・移動用リフト(つり具の部分を除く。)	・階段移動用リフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多数の保険者が保険給付の対象としていることを鑑み、保険給付の対象とすることを明らかにし、さらに、安全性の確保を徹底すべき。</li> <li>・操作者は講習受講者に限る等、利用に当たっての安全性を確保すべき。</li> </ul>
<b>【特定福祉用具(販売)】</b>		
・特殊尿器	・自動排泄処理装置(尿と便が自動的に吸引でき、洗浄機能を有するもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・真に必要な者、(例えば排便に全介助を要する等)の利用に限定すべき。</li> <li>・衛生面等に問題がある製品が保険給付の対象とされないようにすべき。</li> </ul>
・入浴補助用具	・入浴用介助ベルト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介助者の安全性、負担軽減に資するものであり、非常に有用なものである。</li> <li>・入浴補助用具の一つとして位置付けられるが、他の入浴補助用具を代替する機能を有するものであるため、一概に費用が増加するとは言いえないのではないか。</li> </ul>
<b>【住宅改修】</b>		
・引き戸等への扉の取替え	・引き戸等の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設する場合は、他の改修と比較して費用が低廉に抑えられる場合があり、その場合に限り保険給付の対象とすべきではないか。</li> </ul>

○ 検討会で議論したその他6つの福祉用具・住宅改修の種目、種類については、検討の結果、保険給付の対象としない方向として結論づけられた。

### (3) 福祉用具等の使用における安全性の確保について

#### ① 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故について

消費生活用製品（一般消費者の生活の用に供される製品）の使用により、死亡、重傷、火災等の事故が生じた場合には、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故として、経済産業省より公表されているところである。

福祉用具貸与・販売及び住宅改修（以下「福祉用具等」という。）における福祉用具及び使用部材（製品）は、消費生活用製品に該当するものであり、当方としても、福祉用具等に係る重大製品事故が起きた場合は、経済産業省からの情報提供に基づき、注意喚起とともに使用に当たっての安全性の確保等につき、各都道府県、関係団体に対し周知するとともに、各都道府県に対し管内市町村、関係団体、利用者等に幅広く情報提供いただくようお願いしているところである。

各都道府県・保険者におかれては、同法の内容及び当該事故情報にご留意されるとともに、福祉用具等が利用者の心身状況や生活環境等に応じた選定がなされた上で、継続的な使用状況の確認等により利用者が適切に使用でき、福祉用具等の利用に当たっての安全性が確保されるよう、ご尽力をお願いしたい。

#### ② 福祉用具臨床的評価事業の実施について

福祉用具の製品欠陥、誤使用等による事故事例を踏まえ、使用に当たっての安全性を確保し、利用者の保護を図ることが喫緊の課題である。

そのため、福祉用具について、経済産業省の行う製品の品質を示すJISマーク制度と相まって、利用者及び利用場面を想定した「製品の利便性」（＝使い勝手）について評価を行う福祉用具臨床的評価（安全性・操作性・機能性等）事業を行うことを平成21年度予算（案）として計上しているところである。

各都道府県・保険者におかれては本事業の動向にご留意願くとともに、今後、安全に利用されるための参考とされたい。

## 10. 高齢者の生きがいと健康づくりについて

### (1) 元気高齢者支援対策事業について

#### ア 事業の背景等

地域社会においては新たな活動基盤としてNPO法人等が参画した地域づくり、まちづくり等の新しい動きが活発化しているところであり、これらの取り組みにより、社会参加の意欲がある高齢者が活動する場を得ることは、高齢者がその能力を最大限に発揮し、生きがいを持って生活していくために大変有意義なことであることから、都道府県事業として「元気高齢者支援対策事業」を昨年度創設したところであるので、貴職においてはその更なる活用にご配慮願いたい。

#### イ 平成21年度予算(案)の概要

- 予算(案)額 53,874千円
- 負担割合 国1/2、都道府県1/2
- 実施主体 都道府県(※)

※ ただし、都道府県は、事業の全部または一部について、当該事業を適切に実施することができると思われる法人等に委託できる。

(政令指定都市、中核市、その他市町村への委託は認められない)

また、平成21年度予算(案)において計上した、前記2(2)及び(3)に示す「高齢者地域活動推進者(コミュニティ・ワーク・コーディネーター)」及び「生活(介護)支援サポーター」養成支援事業により養成された者等が都道府県において連携を行うために必要な経費についても、本事業の対象とすることとしている。

なお、詳細については後日要綱等により連絡することとしているのでご留意願いたい。

## (2) 老人クラブについて

### ア 老人クラブの重要性

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織であり、地域のニーズに応じた様々な活動展開を行うことで、高齢者の生きがいと健康づくりを進めてきたところである。

その取り組み内容は、高齢者の閉じこもり予防や次世代育成支援、地域の再構築等の社会を取り巻く様々な問題に対応したものであり、平成17年に広島県や栃木県で発生した児童をめぐる痛ましい事件を背景に、全国規模で地域の見守り活動を展開するなど、その活動は、今や地域の担い手として欠くことができないものであると認識しているところである。

また、老人クラブは、全国各地に活動組織を展開するとともに、全国規模の民間団体ネットワークとしても有数のものであり、厚生労働省としても高齢者の生きがいと健康づくり及び社会参加の促進の観点から、その活動に対して引き続き支援していくこととしているところである。

### イ 平成21年度予算(案)

平成20年度予算において、老人クラブ活動等の促進を図るため、老人クラブ関連事業を拡充、整理したところであり、平成21年度予算(案)においても、前年同額を計上しているところである。

このため、各都道府県・指定都市・中核市においては、都道府県・指定都市老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会、単位老人クラブが行う生きがいづくり及び健康づくり活動について、その必要性・重要性について再度認識していただくとともに、所要の財源措置等に御配慮願いたい。

なお、市町村老人クラブ連合会は、個々の単位老人クラブと連携し、より実効性が高まる活動(例：市町村を挙げて取り組む環境美化や防犯・防災活動など)を展開するとともに、高齢者を取り巻く悪質商法被害の予防や交通事故防止等の安全対策

に対する意識啓発など、行政と一体となった情報伝達機能も有し、単位老人クラブ活動と地域社会をつなぐ牽引役を担っているところである。

したがって、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、都道府県・指定都市老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会、単位老人クラブが行う生きがづくり及び健康づくり活動について、その必要性・重要性について再度認識していただきたい。

### (3) 明るい長寿社会づくり推進機構について

47都道府県に設置されている「明るい長寿社会づくり推進機構」は、従来より高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため①組織づくり、②人づくり、③気運づくりを積極的に推進してきたところであり、特にねんりんピックの開催にあたっては選手派遣等において御尽力いただいているところである。

しかし、今後はこれらに加え、老人クラブ連合会や高齢者の生きがづくり、健康づくり関係団体などとの連携促進を積極的に図っていくことにより、県内の団塊の世代等の生きがづくりや健康づくりを推進するにあたっての中核機関として位置づけていただくとともに、その事業推進に支障が生じないよう各都道府県においては所要の財源措置にご配慮願いたい。

### (4) 全国健康福祉祭(ねんりんピック)について

#### ア ねんりんピックへの積極的な取組みについて

今年度は昨年10月25日から28日まで「かごしまで 元気・ふれ合い・ゆめ噴火」をテーマに第21回かごしま大会を、常陸宮両殿下をお招きして開催したところである。予選会や選手団の派遣等に当たって都道府県、指定都市の方々にはひとかたならぬ御支援、御尽力をいただいたところであり、厚く御礼申し上げます。

高齢者の社会参加、健康づくり及び地域間、世代間の交流は活力ある長寿社会の